

# 社会福祉法人 末広会

## 居宅介護支援事業所 春香苑 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人末広会が開設する指定居宅介護支援事業所春香苑（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という）に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。営業方針は次のとおりとする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援事業所春香苑
- 2 所在地 埼玉県川口市末広3丁目3番30号

### (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
- 2 介護支援専門員 1名以上

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。

介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 9時から18時までとする。
- 3 連絡体制 電話等により24時間常時連絡が可能な対体制をとる。

(居宅介護の提供方法、内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

- 1 相談を受ける場所は春香苑の相談室とする。(必要に応じて居宅訪問を実施)
- 2 サービス担当者会議開催場所は春香苑の相談室とする。
- 3 課題分析表の種類はMDS方式等とし、利用者の日常生活上の能力、既に受けているサービス、介護者の状況等の環境等の評価を通じて問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- 4 解決すべき課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者・家族に面談して行わなければならない。
- 5 利用者の希望・アセスメント結果に基づき、家族の希望・地域のサービス供給体制を勘案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービスの目標・達成時期、内容・利用料等を記載して作成する。福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その必要な理由を記載する。
- 6 原則としてサービス担当者会議を必ず開催することとする。但し、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によるものとする。
- 7 各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化する。
- 8 福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証した上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- 9 原案での各サービスの保健対象・対象外を区分した上で、内容を利用者・家族に説明し、文章により同意を得る。
- 10 同意を得た居宅サービス計画を利用者・担当者に交付する。(担当者に対しては、計画の趣旨・内容を説明する。)
- 11 計画の実施状況を行い、必要に応じて計画の変更や事業者等との連絡調整等を行なう。
- 12 実況状況の把握に当たっては、利用者・家族や事業者等の連絡を継続的に行なう。利用者側に特に事情の限り、少なくとも月1回は利用者の居宅を訪問し面接するとともに、1月に1回はモニタリングの結果を記録する。
- 13 更新認定や変更認定があった場合、原則としてサービス担当者会議を必ず開催する。但し、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等によるものとする。
- 14 居宅サービス計画の変更にあっても、作成時と同様の一連の業務を行なう。
- 15 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。
- 16 指定介護予防支援事業者(地域包括支援センター)から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当該事業所の業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

(利用料)

第7条 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による介護報酬の告示の額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、川口市、戸田市、蕨市の区域とする。

(個人情報の保護)

第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び構成労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(秘密保持等)

第11条 居宅支援介護支援従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、居宅支援介護支援従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、居宅介護支援従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、居宅支援介護支援従業員との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について計画的に定め、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修は採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

2 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人末広会理事長と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年11月1日から施行する。  
この規程は、平成29年9月1日から施行する。  
この規程は、令和3年6月1日から施行する。

